

共同浴場等に係る市有財産の有償化について

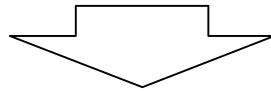
有償化の処理方策

- ・共同浴場（13カ所）は、施設の形態として地域の保健衛生に寄与する効用があり、その機能の円滑な継続を図るため、法人化された運営主体に対して、共同浴場の運営に用途を指定して、土地等（2カ所は土地と建物）を随意契約により売却（有償譲渡）または賃貸（有償貸付）する。

有償化の基本的条件について、大阪市財産運用委員会市有地処分促進等検討部会有識者会議への諮問やリーガルチェック等を経て考え方を整理。

- ・有償譲渡（売却）： 用途指定期間・売却価格
- ・有償貸付（賃貸）： 賃借料・保証金

- ・理髪館（1カ所）については、賃貸（有償貸付）とする。



共同浴場等に係る市有財産の有償化（14カ所）

○ 有償化予定	12カ所
・ 有償譲渡（売買契約）	3カ所
・ 有償貸付（賃貸契約）	9カ所
○ 利用廃止予定（活用方策の検討）	2カ所

処理方策に基づく対応

- ・有償譲渡については、売却に向けた土地の整理（実測・境界確定・登記手続等）を行うとともに、土地価格について大阪市不動産評価審議会への諮問を進め、準備が整い次第、実施する。
- ・有償貸付については、平成22年4月から実施する。
- ・有償化が困難な共同浴場については、利用廃止に向けた調整を行うとともに、浴場建物の活用方策を検討する。